

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されます

所有者不明の土地解消に向けて不動産登記法が改正されました。以前は義務化されていなかった相続登記でしたが、義務化され、期限内に必ずしなければいけないことになりました。新しい不動産登記法において

3年以内に相続登記を

しなければならぬ

- ① 相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内
- ② 遺産分割が成立した場合には遺産分割が成立した日から3年以内

相続登記をしない場合は

過料10万円

相続登記が義務化された後、期限内に相続登記を完了しない場合、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

過去の相続も義務化の対象

過去に不動産を相続していながら名義変更をしていない方についても、相続登記をしないと10万円以下の過料の対象となります。

相続人申告登記制度の新設

「相続人申告登記」という制度が新しく作られました。これは、不動産の所有者となったことを知ってから、基本的に3年以内に相続登記しなければなりません。遺産分割協議が終わっていないなどの事情により、登記することが難しい場合は「自分が相続人である」ことを法務局申請します。その後、相続人が確定したらその日から3年以内に正式な相続登記をすれば義務を履行したことになります。

今のうちから できることを

「相続登記の義務化」は、来年令和6年4月1日からですが、今のうちから、相続した土地・建物を相続登記をしましょう。また、相続の際は遺産分割をちゃんと済ませましょう。

署名

集めています!

所得税法第56条廃止

届けてください!

ついに消費税のインボイスがやってきました!!!

あわてないでインボイス!

逃げる! 潰されるぞ!!!

#インボイス、まだ止められる

制度実施は23年10月から。申請は焦らず、民商に相談を!